

令和8年度竜門ダム観測設備点検 仕様書（案）

第1章 総則

（適用）

第1条 本仕様書は、「令和8年度竜門ダム観測設備点検」（以下本件という）に適用する。

（目的）

第2条 本件は、竜門ダムの運用に必要な管理施設として設置されている観測装置等を常に最良の状態に維持するため、専門技術者による点検・整備を行うことを目的とするものである。

（実施基準）

第3条 本件の実施にあたっては、本仕様書及び添付図面によるほか、次の各号に掲げる法令、規則等の定めによるものとし、本仕様書及び添付図面に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。

- （1）測量業務共通仕様書（令和7年3月）
- （2）電気通信施設点検業務共通仕様書（案）
- （3）その他関係法令規則等

（履行場所）

第4条 本件の履行場所は、図面のとおりとする。

（作業適用）

第5条 本件の範囲は、契約書・仕様書・添付図面に基づき監督職員の指示に従い、次の各号に掲げるものについて履行するものとする。

- （1）堤体自動観測装置点検
- （2）漏水量観測装置点検
- （3）変位計観測装置点検
- （4）水質自動観測装置点検（関連河川）
- （5）水質自動観測装置点検（津江）
- （6）水質自動観測装置点検（選択取水）
- （7）地震観測装置点検
- （8）総合気象観測装置点検

（契約の変更）

第6条 本件における数量は、別紙数量総括表のとおりとし、数量に変更が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。また、本件における設計変更や契約変更は書面に基づき行うこととし、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

（履行期間及び時期）

第7条 本件の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、履行時期については、別紙「点検月一覧表」のとおりを予定しているが、実施にあたっては監督職員と協議を行い、決定することとする。

(一般的義務)

第8条 受注者は、本件の内容を十分理解し、本件を履行するにあたり十分な技術と経験を有する技術者を派遣しなければならない。また、緊急時（機器異常発生等）に監督職員より応急処置の要請があった場合は、速やかに対応を行うものとする。

第9条 受注者は、本件の履行について、日常のダム管理業務に支障を与えないよう事前に監督職員と協議すること。また、履行場所において、装置等の点検、測定及び清掃をしている時期に受注者の不注意により障害が発生した場合は、速やかに受注者の負担により復旧するものとする。

第10条 打合せは、2回（作業着手時、作業完了時）に行うものとする。

なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、監督職員と協議し、作業上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。また、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとする。

(行政情報流出防止対策の強化)

第11条

1. 受注者は、作業計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策について記載すること。
2. 受注者は、作業計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、監督職員に報告しなければならない。

第12条 保険加入

1. 受注者は、測量業務共通仕様書140条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示すること。

ただし、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第13条 受注者は、作業完了後、次の書類を提出するものとする。

なお、点検記録簿の様式は保守基準にしたがって作成し、監督職員に提出するものとする。

- (1) 点検記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 点検日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 障害（修理）報告書・・・・・・・・・・・・ 1部（その都度）
- (4) 障害状況一覧表・・・・・・・・・・・・・・ 1部（その都度）
- (5) 作業実施中の写真・・・・・・・・・・・・ 1部
- (6) その他監督職員が指示するもの・・・・ 1部（その都度）

成果物の提出場所は、菊池川河川事務所竜門ダム管理支所とする。

第2章 管理装置保守点検

(保守点検)

第14条 本件の点検対象機器及び点検内容は次のとおりとする。

1. 堤体自動観測装置点検

(1) 点検対象機器

イ) 埋設計器（堤体）

・スキャナー

(C-8100-50、C-8000A-20) 5台

・ジョイントボックス (JB-40B) 1台

ロ) データ処理装置

・データコントローラ (C-8300-10) 1台

- ・デジタルマルチプレクサ (K 1 7 - 0 4 7 6) 1 台
 - ・データ収録装置 (F C - E 2 7 B) 1 台
 - ・データ処理装置 (M a t e M J 3 4 H) 1 台
- (2) 総合点検内容
- ・現地測定器測定精度点検
 - ・データコントローラ制御測定条件の設定の確認点検
 - ・処理装置の処理動作確認点検
 - ・総合試験
 - ・表示部 (ランプ等) の点検
 - ・架台及び組み付け機器の清掃
 - ・各計器の結線状況点検
 - ・設定内容 (校正係数、イニシャル値) の確認点検
 - ・各計器絶縁抵抗値測定
2. 漏水量観測装置点検
- (1) 点検対象機器
- イ) 三角堰 (堤体)
 - ・重力部水位計 (M V - 2 0 0 R I 型) 2 台
 - ・フィル部水位計 (M V - 2 0 0 R I 型) 5 台
 - ・中継箱 3 台
 - ロ) 処理装置 (管理所)
 - ・データロガー (U C A M - 6 0 C - A C) 1 台
 - ・データ処理装置 (M a t e M J 3 4 H) 1 台
- (2) 総合点検内容
- ・検出部点検・調整
 - ・データロガー点検・調整
 - ・データロガーのデータバックアップ
 - ・総合試験
 - ・堰付近の水路、フロートタンク、導水パイプ清掃
 - ・実越流水深と処理装置の値の点検・調整
- (3) 簡易点検内容
- ・堰、整流板の清掃
 - ・実越流水深と処理装置の値の点検・調整
3. 変位計観測装置点検
- (1) 点検対象機器
- イ) 変位計 (堤体)
 - ・避雷装置 (L G - 2) 1 台
 - ・ノーマルプラムライン (D P - 0 1 C) 1 台
 - ・リバースプラムライン (D R - 0 1 C) 1 台
 - ・変位検出器 (D F X - 0 1 D) 2 台
 - ・コーディネーター (D E - 0 3 C) 1 台
 - ロ) 処理装置 (管理所)
 - ・変位変換表示器 (S - 6 2) 2 台
 - ・外部出力装置 (S - 8 2 V B) 1 台
 - ・グラフィックレコーダ (K R 3 0 0 0) 1 台
- (2) 総合点検内容
- ・検出器の動作、機能、精度の点検・調整
 - ・コーディネーターの機能、精度の点検
 - ・コーディネーターのオーバーホール
 - ・リバースプラムラインの石灰膜除去
 - ・プラムライン装置 (オイルタンク等) の外部清掃

- ・変位変換表示器、外部出力装置の点検・調整
- ・グラフィックレコーダのデータバックアップ
- ・検出器の外観清掃

※コーディネーター点検後はもとあった監査廊底部地震計室へ戻すこと。

4. 水質自動観測装置（関連河川）点検

(1) 点検対象機器

イ) 水質計

- ・分水槽水質計（FNW-522） 1台
- ・穴川水質計（FNW-522） 1台
- ・立門水質計（TS-TBT-2P） 1台
- ・西迫間水質計（TS-TBT-2P） 1台

ロ) 処理装置

- ・機側制御盤 4台

(2) 総合点検内容

- ・検出器の外観点検、清掃
- ・機側制御盤点検・調整
- ・濁度指示試験（分水槽・穴川）
濁度標準液（JIS-K-0101-1986）により 0、20、40、60、80、100、500、1000ppm の各点の濁度指示試験、校正を行う。
- ・水温指示試験
- ・各種消耗部品交換
- ・観測動作確認
- ・濁度指示試験（立門・西迫間）
精製水（1度）、カオリン（50度）により比較、校正を行う。
- ・作動確認（立門・西迫間）
機側制御盤に接続し、各検出部からの出力、作動等に異常の無いことを確認する。

(3) 簡易点検内容

- ・検出器付近の清掃
- ・浮遊物等の除去
- ・昇降装置付近の清掃
- ・船底塗料塗布作業（分水槽、穴川 ※雨天時は除く）
- ・ワイパー作動確認

5. 水質自動観測装置（津江）点検

(1) 点検対象機器

イ) 水質計

- ・津江分水口水質計（TS-TBT-2P） 2台

ロ) 処理装置

- ・機側制御盤 1台

(2) 総合点検内容

- ・検出器の外観点検、清掃
- ・機側制御盤点検・調整
- ・作動確認
機側制御盤に接続し、各検出部からの出力、作動等に異常の無いことを確認する。
（上層のみ露出検出部の作動確認）手動ウインチの作動に異常のないことを確認する。
- ・各種消耗部品交換
- ・濁度指示試験
精製水（1度）、カオリン（50度）により比較、校正を行う。

- ・水温指示試験
- ・観測動作確認
- (3) 簡易点検内容
 - ・検出器付近の清掃
 - ・浮遊物等の除去
 - ・昇降装置付近の清掃
 - ・ワイパー作動確認
 - ・露出検出器の作動確認（上層）
- 6. 水質自動観測装置（選択取水）点検
 - (1) 点検対象機器
 - イ) 水質計
 - ・選択取水水質計（MAS-011-8） 1台
 - ロ) 処理装置
 - ・ダム水質自動観測装置 1台
 - (2) 総合点検内容（代替機を用い工場にて検定を実施すること）
 - ・検出部分解清掃点検
 - ・昇降装置点検調整
 - ・制御記録部点検調整
 - ・濁度指示試験
 - ・水温指示試験
 - ・PH指示試験
 - ・DO指示試験
 - ・電気伝導度指示試験
 - ・水深指示試験
 - ・クロロフィルa指示試験
 - ・検出部昇降試験
 - ・観測動作試験
 - ・各種消耗部品交換
 - (3) 簡易点検内容
 - ・検出器外観異常確認、清掃
 - ・各洗浄機構の動作確認
 - ・濁度検出部ガラス面清掃
 - ・PH計指示校正試験
 - ・記録値が正常に記録されているかの確認
 - ・自動観測及び手動観測の動作確認
- 7. 地震観測装置点検
 - (1) 点検対象機器
 - イ) 検出器（堤体、その他）
 - ・重力部加速度型検出器（SD-203G） 2台
 - ・フィル部加速度型検出器（SD-203G） 2台
 - ・左岸リムトンネル加速度型検出器（SD-203G） 1台
 - ロ) 処理装置（管理所）
 - ・地震観測装置（Omni） 1台
 - ・データ処理装置（FAPC） 1台
 - ・メール配信ユニット 1台
 - (2) 総合点検内容
 - ・検出部点検清掃
 - ・起動試験
 - ・データの回収作業
 - ・通信試験

- ・総合試験
 - ・再生試験
 - ・検出器付近の清掃
8. 総合気象観測装置点検
- (1) 点検対象機器
- イ) 検出器 (管理所外)
- ・風向風速計 (WA 7 6 0 1) 1 台
 - ・気温計 (E - 7 3 4 - 0 0) 1 台
 - ・露点計 (E 7 7 1 - 1 1) 1 台
 - ・日照計 (H 0 6 2 1 - 1 0 - 0 0) 1 台
 - ・日射計 (WH 2 1 0 1 - S 1 - 0 0) 1 台
 - ・蒸発量計 (D - 2 1 1) 1 台
 - ・気圧計 (F 4 7 1 1 - 1 1 - 0 0) 1 台
 - ・雨量計 (B - 0 1 1 - 1 1) 1 台
- ロ) 処理装置 (管理所)
- ・記録装置 1 台
- (2) 総合点検内容
- ・センサー部精度確認試験及び清掃
 - ・各計器別入出力点検
 - ・記録計点検清掃
 - ・総合動作確認試験
 - ・データ収集確認
 - ・計算機周辺の清掃
- (3) 簡易点検内容
- ・雨量計転倒ます内清掃
 - ・蒸発計貯水池タンク内清掃
 - ・データ確認、整理

(交換部品等)

第15条 本件の履行にあたり、部品交換が生じた場合は監督職員の指示を受けて交換するものとする。

1. 点検時に、破損、消耗等により部品の交換等が必要と認められた時は、写真等による現場 (部品) 状況をもって監督職員と協議し、交換を行うものとし、これにより変更が生じた場合は契約変更の対象とする。
2. 軽微な補修は本契約の範囲内で実施するものとし、記録紙、インクリボン、USBメモリ等は、その都度発注者が支給する。

(機器の修理等)

第16条 受注者は、本件の履行期間中における軽微な修理については、本契約の範囲内で実施するものとするが、次に挙げるものについては、監督職員と協議した上で、契約変更を行うことができる。

1. 当該部品及び装置を製作工場に持ち帰り修理を行うもの
2. 工場からの技術者を派遣し、修理するもの
3. 天災等不可抗力によるもの
4. その他重大な障害修理を要するもの

(打合せ協議の基地)

第17条 本件に伴う打合せ協議の基地については●市役所 (●は後日通知予定) とし、交通手段はライトバン1500CCと設定している。

(現地作業の基地)

第18条 本件に伴う現地作業の基地については●市役所(●は後日通知予定)とし、交通手段はライトバン1500CCと設定している。

(その他)

第19条 本件に必要な各機器の取扱説明書は発注者が別途貸与する。なお、受注者は作業完了後、速やかに返還するものとする。

第3章 その他

第20条 監督職員からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応

1. 受注者は、作業履行中及び作業完了後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示や請求を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長を経由して書面によりその旨を報告することができる。

第21条 疑義

1. 本件の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。

第22条 情報管理体制の確保

1. 受注者は、本件に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であつて、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報(以下「要保護情報」という。)を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、別紙様式1を参考に情報管理体制及び情報取扱者について監督職員の承諾を得ること。あわせて、測量業務共通仕様書113条に基づく作業計画書の作業組織計画に記載すること。記載内容に変更が生じた場合も同様とする。
2. 受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第23条 行政情報管理対策の強化

1. 受注者は、測量業務共通仕様書第131条、第132条、第138条を遵守するとともに、以下の事項について実施しなければならない。
 - 1) 作業計画書へ紙媒体における資料の管理及び取扱方法について記載しなければならない。
 - 2) 個人情報複製する必要がある場合には、紙媒体または電子媒体を問わず、必ず発注者へ書面にて許可を得なければならない。
 - 3) 個人情報の複製について許可を得る場合、許可申請書へ使用目的、管理方法、複製に必要な範囲、返却方法を明確に記載しなければならない。
 - 4) 貸与された個人情報は発注者へ返却し、引き渡さなければならない。
ただし、発注者より個人情報の廃棄または消去などの指示を受けている場合は、指示に従い実施し、その結果を書面にて報告しなければならない。
 - 5) 複製した個人情報は原則受注者の責により廃棄または消去することとし、その結果(廃棄部数、廃棄方法等)を発注者へ書面にて報告しなければならない。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本件の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。)(※1))

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※2)	A					
情報取扱管理者 (※3)	B					
	C					
作業従事者 (※4)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

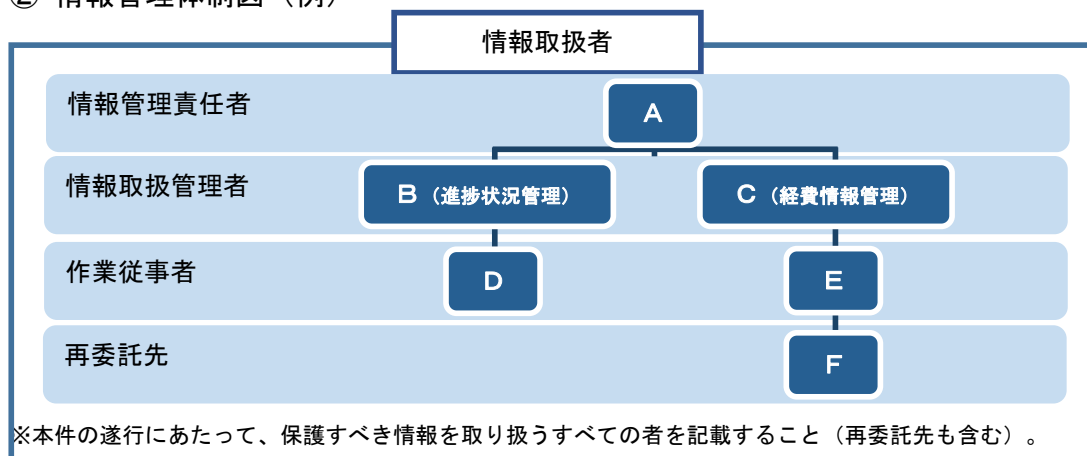
(※2) 本件における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※3) 本件の進捗状況などの管理を行う者で、本件で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本件で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図 (例)



③ その他

- ・ 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。
- ・ 記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

点検月一覧表

(総合点検)

名称	回数	時期
堤体自動観測装置	1回	10月～翌3月
漏水量観測装置	1回	10月～翌3月
変位計観測装置	1回	10月～翌3月
水質自動観測装置(関連河川)	1回	10月～翌3月
水質自動観測装置(選択取水)	1回	10月～翌3月
水質自動観測装置(津江)	1回	10月～翌3月
地震観測装置	1回	10月～翌3月
総合気象観測装置	1回	10月～翌3月

(簡易点検)

名称	回数	時期
漏水量観測装置	3回	5月、9月、翌1月 (但し総合点検月は除く)
水質自動観測装置(関連河川)	11回	4月～翌3月 (但し総合点検月は除く)
水質自動観測装置(選択取水)	11回	4月～翌3月 (但し総合点検月は除く)
水質自動観測装置(津江)	6回	4月、6月、8月、10月、12月、翌2月 (但し総合点検月は除く)
総合気象観測装置	3回	5月、9月、翌1月 (但し総合点検月は除く)